

議案第17号資料

鶴ヶ島市国民健康保険条例新旧対照表

改正後	現 行
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第7条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し出産育児一時金として<u>48万8,000円</u>を支給する。ただし、健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条ただし書に規定する出産であると認めるときは、3万円を超えない範囲内で規則で定める額を加算する。</p> <p>2 略</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第7条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し出産育児一時金として<u>40万8,000円</u>を支給する。ただし、健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条ただし書に規定する出産であると認めるときは、3万円を超えない範囲内で規則で定める額を加算する。</p> <p>2 略</p>